

Challenge of the Nunavut Wildlife Management Board in Arctic Canada : Problems on Use of TEK in Resource Management

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大村, 敬一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001795

カナダ極北圏におけるヌナウト野生生物 管理委員会の挑戦

2つの科学の統合から協力へ

大村 敬一
大阪大学

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 はじめに | 4.2.4 野生生物管理に関する教育と啓蒙 |
| 2 カナダにおける共同管理制度 | 4.3 伝統的な生態学的知識の活用の原則：シロイルカ管理の事例から |
| 3 伝統的な生態学的知識と近代科学をめぐる問題 | 5 2つの科学の協力に向けて：ヌナウト野生生物管理委員会の挑戦の意味 |
| 4 ヌナウト野生生物管理委員会の挑戦：伝統的な生態学的知識の活用 | 5.1 協力策：ヌナウト野生生物管理委員会の方針の可能性 |
| 4.1 目的と組織の概略 | 5.2 2つの科学の協力に向けて：伝統的な生態学的知識の全体論的な理解へ |
| 4.2 活動の概要 | 6 おわりに：対話と交渉の先に開ける世界 |
| 4.2.1 野生生物管理制度の整備と調整 | |
| 4.2.2 イヌイトの伝統的な生態学的知識と野生生物捕獲に関する調査 | |
| 4.2.3 野生生物管理にかかわる調査への助成 | |

1 はじめに

今日、カナダ極北圏における野生生物資源の管理の現場では、極北の先住民であるイヌイトの「伝統的な生態学的知識」(Traditional Ecological Knowledge: TEK)を近代科学¹⁾と両立させながら、野生生物管理に活用するための方策を考えることが急務となっている。

「伝統的な生態学的知識」とは、先住民の人々が過去数百年にわたる環境との相互作用を通して培ってきた知識と信念と実践の統合的体系のことであり、レヴィ＝ストロース(1976)がいうところの野生の思考に基づいた「具体の科学」にあたるもののことである(Berkes 1993; 1999; Hunn 1993; Lewis 1993; Nakashima 1991)²⁾。かつて、この伝統的な生態学的知識は、自然環境を精確に把握し、実用性に優れているとして、欧米近代社会から高い評価を得てきたものの、近代科学のような客観性や体系性をもたず、環境への適応という切迫した必要性を満たすだけの具体的で実用的な範囲でしか発達することのなかった「未開の科学」とみなされるにすぎなかった。しかし、近年では、先住民の人々の伝統的な生態学的知識は、近代科学と対等なもう一つの科学として認められるようになり、多方面からの関心を広く集めるようになっている。そ

こには、先住民の人びとが長年にわたってさまざまな環境を持続的に利用するために開発してきた知恵がたまっており、環境破壊や資源の枯渇など、私たちが直面している環境問題を解決し、環境を破壊することなく持続可能なやり方で利用する方法を考えてゆくうえで、大きな貢献をなすことが期待されているからである。

とくにカナダ極北圏においては、1970年代後半に野生生物資源の管理に先住民が参加する共同管理制度 (co-management regime) が芽生えて以来、共同管理に近代科学だけでなく、イヌイトの伝統的な生態学的知識を活用する必要性が、次の2つの理由から認識されるようになってきた。一つには、この15年ほどの間、人類学者の研究によって、イヌイトの伝統的な生態学的知識が、精確さや説明力などの点で近代科学に勝るとも劣らないことが明らかにされ、生態学者や野生生物管理官を含めて広く一般に、伝統的な生態学的知識を尊重する姿勢が浸透するようになってきたからである (Bielawski 1996; Krupnik and Jolly 2002)。また、もう一つには、共同管理が十全に機能するためには、意志決定の過程にイヌイトが参加することはもちろんのこと、意志決定の根拠として政府が依拠する近代科学だけではなく、イヌイトの伝統的な生態学的知識を活用する必要性が生じるようになってきたからである。

しかし、こうした関心の高まりにもかかわらず、伝統的な生態学的知識と近代科学との間に協力関係を築く試みはあまり進展しているとはいえない。この2つの種類の科学を協調させながら効果的に利用するための具体案はいっこうにあがってきていないからである (Nadasdy 1999: 2-3)。それどころか、野生生物の共同管理の現場では、伝統的な生態学的知識と近代科学はしばしば対立してしまい、意志決定の主導権をめぐるイヌイト社会とカナダ主流社会の競合を激化させる一因にすらなっている (Collings 1997; Nadasdy 1999; 大村 2002a)。

それでは、イヌイトの伝統的な生態学的知識を、近代科学と両立させながら、野生生物管理に活用するためには、どのような方策をとればよいのだろうか。本稿の目的は、こうした共同管理の現場における2つの科学の両立をめぐる問題について考察するために、カナダのヌナヴト準州 (Nunavut Territory) のヌナヴト野生生物管理委員会 (Nunavut Wildlife Management Board: NWMB) におけるイヌイトの伝統的な生態学的知識の活用の現状について検討し³⁾、その可能性をさぐることである。本稿では、まず、カナダにおける共同管理制度の成立の背景を概観し、その共同管理制度に伝統的な生態学的知識を活用する際の問題を整理する。そのうえで、ヌナヴト野生生物管理委員会の概要について簡単に紹介したうえで、その委員会における伝統的な生態学的知識の活用の現状について検討する。そして、その成果と問題点について考察することによって、野生生物管理に伝統的な生態学的知識を活用するうえでの問題を解決するための方策について考える。

2 カナダにおける共同管理制度

カナダ極北圏においては、1970年代後半以来、先住民の人々が野生生物資源管理のために行われる調査、分析、意志決定の全過程に、国家や地方自治体の行政組織と対等の資格で参加する共同管理制度が次々に実現されてきた。この共同管理制度の実現にあたっては、主に次の2つの動向が重要な役割を果たしてきた⁴⁾。一つには、イヌイトの人々が自身の権利を再度手にするためにカナダ連邦政府もしくは州政府に対して展開してきた先住民運動⁵⁾であり、もう一つには、人類学的な研究によるイヌイトの伝統的な生態学的知識の再評価である(大村 2002a)。

イヌイトの先住民運動が活発化ようになる1970年代以来、今日にいたるまで、イヌイトはその運動の一環として、従来、カナダの主流社会がイヌイトの意向とは関係なく勝手に展開してきた環境管理や環境開発に対して異議を申し立て続けてきた。イヌイトが自身のテリトリー(生活領域)で行われる環境管理や環境開発の過程に主体的に参加する権利を主張するようになったのである。そして、カナダの主流社会の利害ばかりが反映され、イヌイトの利害が無視されるような従来の政策決定の過程に変革を求め、そうした政策決定の根拠として近代科学だけが認められるような近代科学の一極支配に対する抵抗を展開してきた。当初、こうした異議の申し立ては、絶滅危惧種の野生生物を保護するために、イヌイトのあずかり知らぬ国際協定や国内法によって決定された禁猟や禁猟期に対する反対をはじめ、マッケンジー川流域などで発見された埋蔵資源の開発への反対運動として始まった。

こうした環境管理計画や大規模環境開発の推進者たちは、その環境に暮らしているイヌイトへの配慮に欠け、イヌイトの意見を聞くことすらなかった。そして、カリブーなど、絶滅が危惧されていた野生生物の減少は、高性能ライフルやスノーモービルを手に入れたイヌイトが無節操な乱獲をするようになった結果であるとみなし、イヌイトを管理能力に欠けた無謀な乱獲者として非難することすらあった(Nakashima 1991)。とくに生物学者の間では、外的規制がない自然状態の人間には自制心がないとするホップスの思想と、マンモスやサーベル・タイガーなどの生物種の絶滅が、初期人類の乱獲によって引き起こされたという根拠の曖昧な仮説に従って、イヌイトを含めた狩猟・採集民は本質的に無節操な乱獲者であるとみなす傾向が強かった。そして、高性能ライフルやスノーモービルなどの近代的装備を手に入れる以前は、たまたまイヌイトの生業技術が「原始的」であるために生態系のバランスが維持されてきたにすぎないとみなしてきたのである(Collings 1997; Freeman 1985)。

極北人類学の諸研究は、こうしたイヌイトに対する偏見を是正し、カナダ主流社会の勝手な環境管理と環境開発に修正を求めるイヌイトの先住民運動の理論的基盤を提供してきた。極北人類学では、この20年ほどの間にイヌイトの伝統的な生態学的

知識について盛んに研究され、極北の環境に関するイヌイトの伝統的な生態学的知識が、欧米近代の自然観とは異質な独自の世界観に基礎付けられていることが明らかにされてきた(大村 2002b)。欧米近代の自然観が、「自然：人間」という二元論に基づいているのに対し、イヌイトの伝統的な生態学的知識は、自然と人間を切り離さずに同一の一体的な全体として捉える一元的な世界観に基づいていることが明らかとなってきたのである。そして、こうしたイヌイトの世界観に沿って読解してゆけば、かつては非合理的で荒唐無稽な迷信とみなされてきた伝統的な生態学的知識も、その精確さや説明力の点で、近代科学に勝るとも劣らないことが明らかにされた(e. g., Freeman 1985; 1993)。また、こうした伝統的な生態学的知識に従って実践されるイヌイトの生業活動が、環境管理の面でも優れた能力をもっていることが指摘され(Freeman 1985; 1993)、近代科学に勝るとも劣らないイヌイトの伝統的な生態学的知識を環境開発や環境管理の現場で活用することの重要性が強調されるようになっていった(e. g., Freeman 1976; 1985; Freeman and Carbyn 1988)。

こうした動向を受けて、カナダ極北圏においては1970年代後半以来、イヌイトの人々が野生生物資源管理のために行われる調査、分析、意志決定の全過程に、国家や地方自治体の行政組織と対等の資格で参加する共同管理制度が次々に実現されていった。まず、1975年の「ジェームズ湾および北ケベックにおける狩猟・漁業・罾猟の管理制度」(James Bay and Northern Quebec hunting, fishing and trapping regime)を皮切りに、1982年の「ビヴァーリーおよびカミノゲアク・カリブー管理制度」(Beverly and Kaminuriak caribou management regime)、1985年の「イヌヴィアアルイト野生生物捕獲および管理制度」(Inuvialuit wildlife harvesting and management regime)、1986年の「カナダ・ポーキュパイン・カリブー群管理制度」(Canadian Porcupine caribou herd management regime)、1993年の「ヌナウト野生生物管理制度」(Nunavut Wildlife Management regime)など、イヌイトをはじめとする先住民の人々が野生生物の管理に参加する共同管理制度が次々に設立されてきた。

これらの共同管理制度は、大きく次の2つの種類に分類することができる(Treseder and Honda-McNeil 1999)。その一つは、先住民と連邦政府もしくは州政府との間に結ばれた協定(たとえば「ヌナウト協定」[Nunavut Land Claim Agreement])の結果として成立し、その協定が効力をもつ地域内における多種の野生生物の管理を統合的に行うための制度(たとえば「ヌナウト野生生物管理制度」)である。そして、もう一つは、先住民と政府の協定とは関係なく、絶滅が危惧されるとともに広域を移動する単一の野生生物種を広域管理する制度(たとえば「ビヴァーリーおよびカミノゲアク・カリブー群管理制度」)である。

しかし、いずれの場合においても、こうした共同管理制度では、野生生物管理のために行われる調査、分析、意志決定の全過程に、イヌイトが国家や地方自治体の行政

組織と対等な資格で参加することが保証されるとともに、その調査と分析の過程では、近代科学とイヌイトの伝統的な生態学的知識が協力すべきであることがうたわれている。そして、こうした理念に従って、これら制度の意志決定の場である委員会は、政府側代表と先住民側代表の数が均等になるように構成されており、意志決定の場で先住民が政府と対等な発言権を保持するように配慮されている⁶⁾。また、「我々の任務は伝統的な知識と科学を統合することである」(De Cotret 1991: 8: Bielawski 1996 より引用)というカナダ環境大臣による発言にみられるように、これらの共同管理制度のいずれにおいても、イヌイトの伝統的な生態学的知識と近代科学を統合することが重要な課題とされている (Gunn, Arlooktoo and Kaomayok 1988; Treseder and Honda-McNeil 1999)。

3 伝統的な生態学的知識と近代科学をめぐる問題

このように、カナダにおいて共同管理制度が整備されるにともなって、イヌイトの伝統的な生態学的知識を近代科学とともに活用する必要性が高まっているにもかかわらず、この2つの科学を両立させる試みは、あまり進展しているとはいえない (Collings 1997; Nadasdy 1999; 大村 2001; 2002a; Stevenson 1996; Wenzel 1999)。むしろ、近年では、野生生物管理の現場では、伝統的な生態学的知識と近代科学は、意志決定の主導権をめぐる競争しあう敵対的な関係に陥ってしまっているとさえ言える (Collings 1997; Morrow and Hensel 1992; Nadasdy 1999; 大村 2002a)。

たとえば、ナダスディ (Nadasdy 1999: 2-3) によれば、イヌイトの人々は、伝統的な生態学的知識の尊重というスローガンが科学者の単なるリップサービスにすぎず、科学者や管理官には本気で伝統的な生態学的知識をとりあげるつもりなどないのではないかと疑っているという。一方で、科学者や管理官の側も、急激な社会・文化の変化を経た今日の先住民社会には、伝統的な生態学的知識はすでに失われているのであって、先住民の人々が伝統的な生態学的知識の重要性を強調することは、先住民の人々が環境管理の主導権を奪取するための政治的な策略ではないかと疑っているという (Nadasdy 1999: 2-3)。伝統的な生態学的知識と近代科学をめぐる問題は、今日の極北圏の潜在的な火薬庫とも呼べるようなものとなっているのである。

このような対立を生み出し、伝統的な生態学的知識の効果的な活用を妨げてきた要因の一つとして、これまでの研究は、この2つの科学の間にみられるとされる本質的な差異を強調してきた (Nadasdy 1999; Stevenson 1996; Wenzel 1999)。表1にあるように、この2つの科学は、自然現象の記述や説明の様式から、その基礎となっている世界観にいたるまで異なっており、本質的に異質なパラダイムであることが示されてきたからである。これまでの研究では、定量的、分析的、還元主義的、客観的、実証的な近

近代科学が、自然を人間とは分離してとらえる二元論的な世界観に基づいているのに対し、伝統的な生態学的知識は定性的、全体論的、直感的、主観的、経験的で、自然と人間を分離せずに同一の一体的な全体としてとらえる一元論的な世界観に基づいていることが明らかにされてきた。そして、このように伝統的な生態学的知識と近代科学が本質的に異質であるために、この2つの科学を両立させながら共同管理に効果的に利用することが難しいとされてきたのである (e. g., Berkes 1993; Brody 1976; Nadasdy 1999; Stevenson 1996)。

この難しさは、これまでに試みられた次のような解決策の問題点に鮮明なかたちであらわれている。その解決策は、定性的な性格の強い伝統的な生態学的知識を定量化し、定量的な性格の強い近代科学に理解可能なかたちに翻訳したうえで、その翻訳された伝統的な生態学的知識を近代科学の枠組みの中で活用しようというものであり (e.g., Fergusson and Messier 1997; Fergusson, Williamson and Messier 1998), 2つの科学の「統合」と呼ばれることが多い (Nadasdy 1999)。たしかに、この解決策では、イヌイトの伝統的な生態学的知識は、近代科学に翻訳されて野生生物管理に活用されることになる。しかし、すでにナダスディ (Nadasdy 1999) が痛烈に批判しているように、この解決策では、イヌイトの伝統的な生態学的知識はあくまでも近代科学に基礎データを提供するという従属的な役割を果たすにすぎない。また、イヌイトの伝統的な生態学的知識の活用は、あくまでも近代科学の基準によって行われるため、意志決定の根拠として最終的な正当性をもつのは近代科学の基準であり、野生生物管理の場における近代科学の一極支配に何の変わりもない。

こうした「統合」による解決策にみられる問題点は、この2つの科学をめぐる問題が、ただ単に2つの科学に蓄積されている情報を一つのデータ・ベースにまとめたり、2つの科学の一方に他方を吸収したりすることではなく、それぞれの正当性を認めた

表1 伝統的な生態学的知識と科学的な生態学的知識の特徴の比較 (Berkes 1993; 1999; Freeman 1985; 1993; Gunn, Arlooktoo and Kaomayok 1988; Stevenson 1996 より要約)

伝統的な生態学的知識 (TEK)	科学的な生態学的知識 (SEK)
定性的	定量的
直観的	合理的
全体的でコンテキスト依存的	分析的で還元主義的
倫理的	没価値的
主観的で経験的	客観的で実証的
柔軟性	厳密で固定的
知識の形成に時間がかかる	知識の形成が早く、結論に早く至る
空間的に限定された地域での長期間の変化に詳しい	短期的ではあるが空間的には広大な地域をカバーする
精神論的な説明原理	機械論的な説明原理
環境を対象化したり管理したりしようとはしない	環境を対象化して管理しようとする

うえで、その独自性を活かしながら協調させてゆくような制度を考えることであることを示している。早くから指摘されているように (Berkes 1993), 伝統的な生態学的知識を野生生物管理に活用するということは、それに基づくイヌイトの意見の正当性を認めることなのであって、それを近代科学に吸収することではない。たしかに、イヌイトの伝統的な生態学的知識を近代科学に理解可能なかたちに翻訳することは、この2つの科学が対話と交渉を行うために必要であるとしても、定量化したり、近代科学の術語に置き換えたりすることによって、それを近代科学に吸収してしまえば、伝統的な生態学的知識を消滅させてしまうことにしかならないだろう。対話と交渉を前提とする翻訳は、その対話と交渉の担い手の独自性と正当性を認めているという点で、統合によって相手を吸収するような翻訳とは異なるのである。

このように、この2つの科学をめぐる問題を「統合」によって解決することの難しさは、この2つの科学の背後にあるイデオロギーが正反対であることを確認すれば、さらに鮮明になる。すでに別稿 (大村 1999; 2002a; 2003) でセルトー (1987) の「戦略」と「戦術」という概念に基づいて指摘したように、この2つの科学は、戦術のイデオロギーと戦略のイデオロギーという正反対のイデオロギーに基礎づけられているため、この2つの科学を統合するということが、相反するイデオロギーの統合を意味することになってしまうからである。

戦略とは、周囲の環境から身を引き離し、一望監視的あるいは鳥瞰的な視点から環境を一挙に見通して対象化する実践主体が、その対象化した環境をコントロールしようとする実践様式である (セルトー 1987)。そして、「政治的、経済的、科学的な合理性というのは、このような戦略モデルのうえに成り立っている」とセルトー (1987: 25-26) が指摘しているように、こうした戦略こそ、近代科学を方向付けているイデオロギーである。表1にあるように、近代科学は環境を人間との関係から切り離して対象化したうえで、その環境にみられる現実の多様性を一般化したり、定量化したりすることによって環境に関する客観的な知識を構築し、その客観的な知識に基づいて、環境の全体を一挙に把握しようとする実践だからである。このように、近代科学では、環境は人間との関係から切り離されて対象化されており、それ故に、一般化や法則化など、環境に関する情報の操作が可能となる。そして、環境を対象化するこうした戦略の延長線上に、環境を管理して操作しようとする近代的な環境開発の概念があるといえるだろう。

一方、戦術とは、戦略とは対照的に、環境との密接な関係に巻き込まれながら、その中に一瞬あらわれる機会をつかみ、その機会を利用して「その場しのぎ」的に「うまくやる」機略のことである (セルトー 1987)。こうした戦術こそ、イヌイトの伝統的な生態学的知識を支えているイデオロギーである。たとえば、表1にあるように、伝統的な生態学的知識は、柔軟で経験的な性格をもち、コンテクストの全体をできる

だけ保持しようとするコンテキスト依存的な特徴をもつが、こうした柔軟性や経験性、コンテキスト依存性は戦術に基礎づけられているといえる。機に乗じて機会を利用するためには、その機がふいに訪れた時に即興的に乗じる機敏さや当意即妙な柔軟性が要される。そういった時にものをいうのは、具体的なコンテキストから切り離された融通のきかない固定的な法則や原則ではなく、具体的なコンテキストに即した無数の対処法を知っていること、つまり蓄積された豊かな経験だからである。

こうした戦術に基礎づけられたイヌイトの伝統的な生態学的知識にあっては、環境は対象化して操作、管理することができる資源とみなされることはない。むしろ、チェスや格闘技のように、自己に内在化された「手」の記憶こそが資源となる。イヌイトの戦術的な伝統的な生態学的知識では、それぞれの具体的な状況でどのような行動が有効なのか、つまり、それぞれのコンテキストに即した有効な方策を無数に知っていることにこそ価値があるからである。戦略的な近代科学が、対象化された環境を資源として開発しようとするのとは対照的に、イヌイトの戦術的な伝統的な生態学的知識は、コンテキストごとに異なる無数の対処法を経験の蓄積として開発しようとする。その結果として、野生生物をはじめとする環境は、人間との関係から切り離され、利用、管理されるような資源として対象化されることはない。むしろ、人間関係における人脈の開発やチェスや格闘技における「わざ」の開発のように、生業活動の実践を積み重ねることによって環境との関係を密にし、そこでの多様な経験を記憶の蓄積として開発することに、イヌイトの関心は集中することになる。イヌイトは道路を造ったり、動物を管理したりしながら環境を開発してゆくかわりに、経験の物語を編みだし、自身の記憶を開発してゆこうとするのである。

ただし、このようにイヌイトの伝統的な生態学的知識が、戦略のイデオロギーに基礎づけられた近代科学とは対照的に、戦術のイデオロギーに基礎づけられているからといって、この2つの科学が本質的に異質なわけでも、共約不可能なわけでもないことは断っておかなければならない。別稿（大村 2003）で詳しく検討したように、イヌイトの伝統的な生態学的知識においても、近代科学においても、実際にそれぞれの科学が実践される現場では、戦略的实践と戦術的实践の両方が行われており、一見すると対照的にみえる2つの科学は、どちらも戦略と戦術のバランスのよい組み合わせという共通の基盤のうえに築かれているからである。そして、このように共通の基盤に築かれているにもかかわらず、この2つの科学が対照的な姿をみせるのは、近代科学を支えているイデオロギーでは、戦略が高く価値づけられているのに対して、イヌイトの伝統的な生態学的知識を支えているイデオロギーでは、戦術が高く価値づけられているためだからである。この2つの科学の間にみられる差異は、あくまでもイデオロギーの差異に由来するものなのである。

しかし、この2つの科学が本質的に異質なわけでも、共約不可能なわけでもない

はいえ、この2つの科学を統合することは決して易しいことではない。この2つの科学は、戦略と戦術の組み合わせという共通の基盤に基づいているながらも、正反対のイデオロギーに導かれて対照的な方向に発達しているからである。それでは、こうした2つの科学をめぐる問題を解決するには、どのような方策を考えればよいのだろうか。次に、カナダ極北圏の野生生物管理に実際にたずさわっているヌナヴト野生生物管理委員会で、この2つの科学をめぐる問題を解決するために、どのような試みが展開されているのかを検討することによって、この問題について考えてみよう。

4 ヌナヴト野生生物管理委員会の挑戦： 伝統的な生態学的知識の活用

ヌナヴト野生生物管理制度 (Nunavut Wildlife Management Regime) は、第2節で概観した経緯を経て成立してきたカナダにおける共同管理制度の一つであり、その中心となっている組織がヌナヴト野生生物管理委員会 (Nunavut Wildlife Management Board: NWMB) である。このヌナヴト野生生物管理制度は、1993年にイヌイトとカナダ連邦政府との間に結ばれた「ヌナヴト協定」(Nunavut Land Claim Agreement: NLCA)⁷⁾の結果として成立し (NLCA Article 5)、この協定に従って1999年4月1日に発足したヌナヴト準州内における野生生物をイヌイトと連邦政府が共同で管理するために設立された。

4.1 目的と組織の概略

このヌナヴト野生生物管理制度の中心組織であるヌナヴト野生生物管理委員会の果たすべき役割や従うべき原則、その設立の法的根拠は、ヌナヴト協定法によって規定されており (NLCA Article 5. 2. 33)、その予算もヌナヴト協定法に基づいて連邦政府から交付されている (NWMB 1999: 3. 8)。しかし、このように予算を連邦政府から受けてはいるが、この委員会は政府機関ではなく、法人の非政府組織である (NWMB 1999: 3)。

このヌナヴト野生生物管理委員会の目的は、第一にヌナヴト協定で認められた生業権などのイヌイトの権益を守ることである。そして、この第一の目的に立ったうえで、野生生物を保全するとともに、持続可能な経済活動を効果的に行うための調整を行うとされている (NWMB 1999: 3-4)。もちろん、この委員会でも、イヌイトの伝統的な生態学的知識が野生生物管理に果たす役割の重要性は認められており、その調査を進めるとともに、それが野生生物管理の全側面で適切に活用されるように管理制度を調整することも、重要な目的の一つとされている (NWMB 1999: 3-4)。

ただし、法的にはこの委員会に政策の決定権はなく、その役割はあくまでも政策の

決定権をもつ連邦政府もしくはヌナヴト準州政府に対して勧告を提出することに限定されている(NWMB 1999: 3)。また、ヌナヴト準州政府はイヌイトの自治政府ではなく、非イヌイトの住民を含むヌナヴト準州の住民すべてを代表する地域政府なのであって、イヌイトの権益を代表する組織ではないため、ヌナヴト野生生物管理委員会は、ヌナヴト準州政府と連邦政府の間の調停だけでなく、ヌナヴト・トゥングヴィク会社(Nunavut Tunngavik Incorporated)⁸⁾やキティックミウト・イヌイト協会(Kitikmeot Inuit Association)⁹⁾など、ヌナヴト準州政府とは別に存在するイヌイトの代表組織と上記の2つの政府の調停も行わなければならない。つまり、ヌナヴト野生生物管理委員会は、ヌナヴト準州における野生生物の管理を実施する行政組織ではなく、ヌナヴト協定に従ってイヌイトの権益を第一に守りながら、野生生物の利用と管理をめぐる問題について、イヌイトとヌナヴト準州政府とカナダ連邦政府の三者間の調整を行うための組織なのである。

このヌナヴト野生生物管理委員会を中心とするヌナヴト野生生物管理制度の組織の概略は、次のとおりである(図1参照)¹⁰⁾。

ヌナヴト準州内の野生生物の管理をめぐる問題について協議し、ヌナヴト準州政府と連邦政府に対して勧告を行う委員会の本部は、ヌナヴト準州の州都であるイカルイト(Iqaluit)にある。この委員会は、8名の委員と1名の議長からなり、その内4名が政府の代表、4名がイヌイトの代表である。政府の代表4名は、連邦政府の環境省(Department of Environment)からの代表1名、連邦政府の漁業海洋省(Department of Fishery and Ocean)からの代表1名、連邦政府のインディアン北方省(Department of Indian Affairs and Northern Development)からの代表1名、ヌナヴト準州の持続可能な開発省(Department of Sustainable Development)からの代表1名からなっている。一方で、イヌイトの代表4名は、キティックミウト・イヌイト協会(Kitikmeot Inuit Association)からの代表1名、ケケックタニ・イヌイト協会(Qikiqtani Inuit Association)からの代表1名、キヴァツレック・イヌイト協会(Kivalliq Inuit Association)からの代表1名、ヌナヴト・トゥングヴィク会社(Nunavut Tunngavik Incorporated)からの代表1名からなっている。この委員会は3ヶ月に一回の定例会議を開いているが、その会場はイカルイトではなく、ヌナヴト内の27の町村を一つずつ回るかたちで、各町村持ち回りで開催される。また、この委員会の会議は原則として公開されており、その議事録もヌナヴト野生生物管理委員会のホームページで閲覧することができる。

この委員会のもとに、ヌナヴト準州の3つの行政地域であるキティックミウト(Kitikmeot)地域、ケケックタニ(Qikiqtani)地域、キヴァツレック(Kivalliq)地域のそれぞれの管理委員会(management board)が設置され、さらに、これら3つの管理委員会のもとに、それぞれの地域に7カ所、13カ所、7カ所ずつある各町村のハンターおよびトラッパー組合(Hunters and Trappers Organization: HTO)が配置されてい

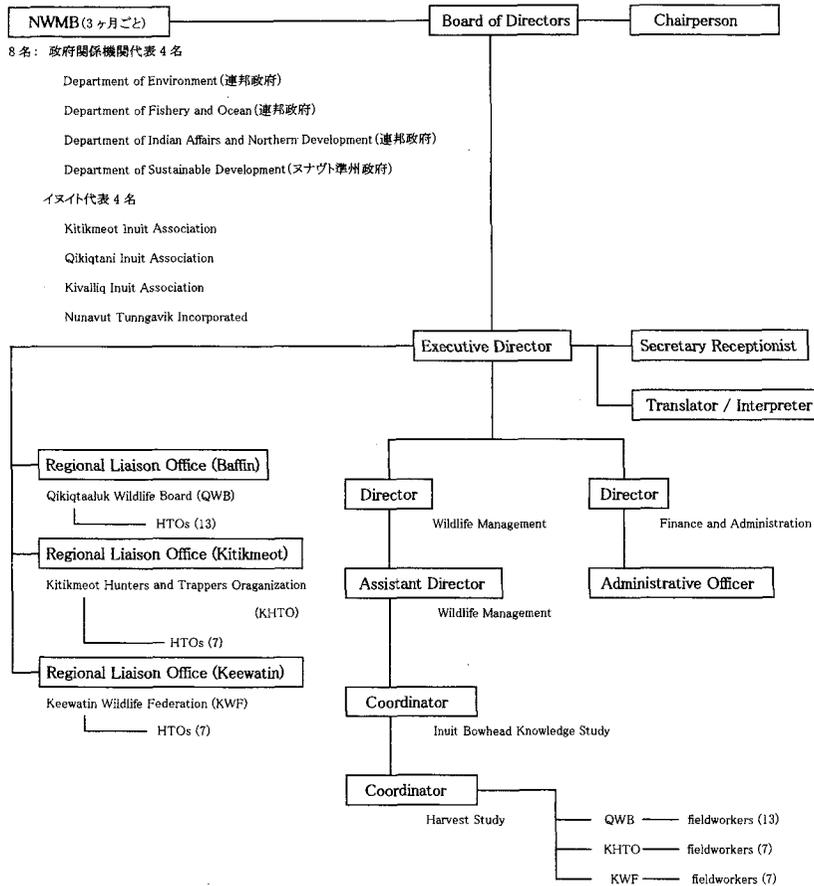


図1 ヌナヴト野生生物管理委員会の組織の概要

る。ただし、ヌナヴト野生生物管理委員会と3つの地域管理委員会の関係は、ヌナヴト野生生物管理委員会が連邦政府から交付された予算を3つの地域管理委員会に割り振るという予算上の関係だけで、それ以上の相互の連携はない。また、ヌナヴト野生生物管理委員会には、イカルイトの本部に常駐する直属の職員として、野生生物管理官 (director: wildlife management) 1名、野生生物管理補佐官 (assistant director) 1名、「ホッキョククジラに関するイヌイトの知識の研究」(Inuit Bowhead Knowledge Study) プロジェクトの調整官 (coordinator) 1名、「捕獲量調査」(Harvest Study) プロジェクトの調整官 (coordinator) 1名が配置されており、それぞれが野生生物管理の調整とそれぞれのプロジェクトの推進につとめている。

4.2 活動の概要

以上のように、ヌナヴト協定に保証されたイヌイトの権益を守ることを第一の目的

とし、そのうえで、ヌナヴト準州内の野生生物の管理をめぐる問題について、イヌイトとヌナヴト準州政府とカナダ連邦政府の3者間の調整を行うことを目的とするヌナヴト野生生物管理委員会の具体的な活動は、次の4つの領域に分類して整理することができる。すなわち、(1)ヌナヴト準州内の様々な野生生物の管理を行うための制度の整備と調整、(2)イヌイトの伝統的な生態学的知識とイヌイトの野生生物捕獲の現状に関する調査と研究、(3)ヌナヴト準州内の野生生物管理にかかわる調査と研究に対する資金援助とその査定、(4)野生生物管理に関する教育と啓蒙である。こうしたヌナヴト野生生物管理委員会の具体的な活動は、1998年と1999年の活動状況を事例に要約すれば、次のようになる¹¹⁾。

4.2.1 野生生物管理制度の整備と調整

この活動については、次の2つの種類に分けて整理することができる。その一つは、イヌイトの生業活動をはじめ、イヌイトと非イヌイトによる漁業、観光目的のスポーツ猟など、イヌイトと非イヌイトによる野生生物の利用を調整することである。そして、もう一つは、既存の管理制度の調整を行ったり、新たな管理制度を立ち上げたりすることによって、イヌイトの生業権を守ると同時に持続可能な野生生物の利用を可能にするような管理制度を整備することである。

たとえば、1998年と1999年には、次のような野生生物の利用の調整が行われた。まず、イヌイトの生業活動については、パングネグトング (Pangnirtung) でのイヌイトの生業ホッキョククジラ猟 (1998年の夏に実施) に許可が出され、イヌイトの各町村における生業ホッキョクグマ猟に対するホッキョクグマ捕獲数の割り当てが調整された。また、漁業については、デービス (Davis) 海峡におけるヒラメ漁業へのヒラメの割り当て量、レゾリューション (Resolution) 島沖のエビ漁業へのエビの割り当て量など、漁業に対する資源の割り当て量が検討された。さらに、スポーツ猟については、イグルーリク (Igluulik)、コーラル・ハーバー (Coral Harbour)、ホール・ビーチ (Hall Beach)、ケープ・ドーセット (Cape Dorset)、サッライト (Salluit) における観光目的のセイウチのスポーツ猟に対して規制をもうけることの是非が検討されるとともに、大型動物のスポーツ猟のガイドになるための免許資格の再検討が開始された。

また、この年には、現行の管理制度に対する見直しをはじめ、新しい管理制度の提案など、管理制度に対する検討が数多く行われた。たとえば、南東バフィン・シロイルカ管理委員会 (Southeast Baffin Beluga Management Committee) からの勧告を受け、現行のシロイルカ管理制度である割当制についての再検討が開始され、各町村のハンターおよびトラッパー組合と連邦政府の漁業海洋省が、共同でシロイルカの実態調査を行うための共同監視計画 (interactive monitoring program) の検討が始められた。また、イッカククジラ作業部会 (Narwhale Working Group) から、現行のイッカククジラ管

理制度を改訂する必要性を示す勧告を受けて、各町村にイッカククジラの捕獲数を割り当てる割り当て制度を廃止し、各町村が自主的に管理を行うコミュニティに基盤をおいた管理制度へ移行するための処置が検討されるとともに、その是非を問うためにその制度の試験的な実施を行うことが決定された。さらに、現行のセイウチ管理制度について再検討を行うためのセイウチ作業部会 (Walrus Working Group) の設置が決められた。

4.2.2 イヌイトの伝統的な生態学的知識と野生生物捕獲に関する調査

現在、ヌナヴト野生生物管理委員会では、カナダ連邦政府の漁業海洋省をはじめ、北西準州政府 (Government of Northwest Territory)、ヌナヴト調査機構 (Nunavut Research Institute) など、さまざまな組織が野生生物について蓄積してきた情報のデータ・ベース化が進められるとともに、次の2つの調査プロジェクトが独自に実施されている。その一つは「捕獲量調査」(Harvest Study) であり、もう一つは「ホッキョククジラに関するイヌイトの知識の研究」(Inuit Bowhead Knowledge Study) である。

「捕獲量調査」

この調査プロジェクトは、イヌイトの生業活動に必要とされる適切な野生生物の捕獲量を明らかにし、野生生物管理の基礎データを収集することを目的に1995年より開始された。この目的を達成するために、このプロジェクトでは、ヌナヴト準州のイヌイトが現在行っているすべての生業活動を対象に、ヌナヴト準州内の27の町村での野生生物の捕獲の現状について、イヌイトの現役ハンターが、定められた調査項目と調査方法に従って調査を行っている。この調査によって集められたデータは、ヌナヴト準州の3つの行政地域ごとに設けられた野生生物管理委員会を通して、ヌナヴト野生生物管理委員会の調整官のもとに集められ、分析されている。ただし、この調査は現在でも継続中であり、その成果はまだ公表されていない。

「ホッキョククジラに関するイヌイトの知識の研究」

このプロジェクトは、ヌナヴト協定によってヌナヴト管理委員会が実施するように定められたものであり (NLCA Article 5.5.1-2)、1994年にヌナヴト野生生物委員会に設けられた「ホッキョククジラに関するイヌイトの知識の研究」委員会の指揮下に、1995年と1996年にヌナヴト準州の18の町村で行われた聞き取り調査を中心に進められた (NWMB 2000: 3-8)。この聞き取り調査では、252人の古老と熟練ハンターを対象に、延べ257回のインタビューが行われ、さらに、この成果に基づいて1996年と1997年に8つの町村でワークショップが開かれた。これらのインタビューとワークショップのうち、175回分のインタビューと8回分のワークショップの記録が、イ

ヌイト語で書き下ろされたうえで英語に翻訳され、データ・ベース化された（‘Source Book of Quotation’：このデータ・ベースは一般に対しても公開されており、ヌナヴト野生生物管理委員会で閲覧することができる）。そして、そのデータ・ベースをもとに、2000年に最終報告書が作成されて公表された（NWMB 2000）。

この報告書では、イヌイトがこれまでに蓄積してきた知識に基づいて、ホッキョククジラの個体数をはじめ、群れの種類と規模、群れの分布と移動ルート、行動パターンなどが、これまでどのように変化してきたのかが示されている。そのイヌイトの知識によれば、20世紀の前半に欧米社会の商業捕鯨が終わり、捕鯨が政府によって禁止されて以来、ホッキョククジラの日撃数は確実に増加しており、全体としてホッキョククジラの個体数は増加しているという。そして、この約100年の間におきたホッキョククジラの分布と移動ルートの大幅な変化は、主に次の2つの要因によって引き起こされたと説明されている。その一つは、今世紀はじめまで続けられた商業捕鯨の影響であり、もう一つは、シャチの分布状況の変化によるものである。ホッキョククジラをはじめとする海棲哺乳類は、概してシャチを怖がるため、シャチが進出した地域からは、ホッキョククジラはいなくなるという。

また、この報告書では、ホッキョククジラの行動パターンに関するイヌイトの知識についても報告されている。たとえば、イヌイトはホッキョククジラを攻撃的なクジラと従順なクジラの2種類に分けているという。そして、攻撃的なクジラは頭上に大きな突起をもち、概して若いクジラであることが多く、危険なので猟の対象からはずされているという。また、ホッキョククジラの群には、巨大な白っぽい色の古老のクジラがおり、群れの全体の動きを監督するとともに、シャチの襲撃に対して群れに警戒を発する役割を果たしているという。さらに、この報告書によれば、イヌイトの間では、仔クジラを狩ることは慎まれているという。これは、仔クジラを守るために母クジラが逆襲に転じたり、仔クジラを失った母クジラが攻撃的になり、人間を襲うようになったりするためであるとともに、仔クジラを狩られた翌年に同じ海域で仔クジラを必死に探す母クジラの姿が、あまりにも哀れなためでもあるという。また、ホッキョククジラは狩られる相手を選ぶと信じられており、銛を打ち込まれると、狩られることを望む場合は陸側に向かい、狩られることを望まない場合は海側に急速度で泳ぎ、狩られることに抵抗するという。

さらに、この報告書では、イヌイトにとってのホッキョククジラ猟の文化的な重要性が強調されている。イヌイトの古老と熟練ハンターによれば、ホッキョククジラに関する知識と猟の方法を若い世代に伝えてゆくことが、イヌイトの「伝統」とエスニック・アイデンティティを守るために必須のことであるという。そして、実際に若者に猟を経験させる場として、ホッキョククジラ猟を継続してゆく必要性が説かれている。さらに、こうした文化的な重要性をホッキョククジラの個体数の増加と照らし合わせ

て考えた場合、持続可能なホッキョククジラ猟に適切な捕獲割り当て頭数は、年間に1頭もしくは2頭、あるいは2年間に1頭であると提案されている。

このように、このプロジェクトは、イヌイトのホッキョククジラに関する伝統的な生態学的知識をまとめ、イヌイトにとってのホッキョククジラの文化的な重要性を明らかにすることによって、生業ホッキョククジラ猟の継続の必要性を説くとともに、そのための適切な割り当て数を提案しており、今後、ヌナヴト準州におけるホッキョククジラの管理に大きな影響を与えるだろう。とくに、この最終報告書の序文に明確に述べられているように（NWMB 2000: 2）、従来は記録すらされていなかったイヌイトの伝統的な生態学的知識が克明に記録され、データ・ベース化されたことは、ホッキョククジラの管理にあたって参照すべきイヌイトの知識が容易に検索可能となったことを意味しており、今後、ホッキョククジラの管理にイヌイトの伝統的な生態学的知識が適切に活用されるための出発点として重要な意味をもっている。

4.2.3 野生生物管理にかかわる調査への助成

現在、ヌナヴト野生生物管理委員会は、ヌナヴト協定に従って連邦政府より受けている資金をもとに、次の2種類の調査研究補助を行っている。一つは、ヌナヴト野生生物調査信託基金（Nunavut Wildlife Research Trust）であり、主に政府組織を対象としている。もう一つは、ヌナヴト野生生物管理委員会研究基金（Nunavut Wildlife Management Board Study Fund）であり、各地域の野生生物管理組織やハンターおよびトラッパー組合などの非政府組織を対象としている。

これらの資金援助を通して、ヌナヴト野生生物管理委員会は、野生生物管理にかかわる調査と研究を奨励するとともに、それらの調査と研究の指導と監督を行っている。たとえば、助成金によって行われている調査が、ヌナヴト準州の野生生物資源管理やイヌイトの利益に役立つかどうか、それらの調査にイヌイトが参加し、イヌイトの意見が効果的に採り入れられているか、あるいは、その成果がイヌイトを含め一般に理解可能なかたちで公開されているかなどが、毎年、助成金の交付のたびに検討されている（NWMB 1999:19-20）。

4.2.4 野生生物管理に関する教育と啓蒙

以上の活動に加え、ヌナヴト野生生物管理委員会は、野生生物の管理の重要性を一般に啓蒙するために、野生生物管理に関する教科書やパンフレット、ビデオなどを作成し、イヌイト社会全体に野生生物に関する様々な知識とイヌイトの生業活動の重要性に関する情報を広める活動を随時行っている。

4.3 伝統的な生態学的知識の活用の原則：シロイルカ管理の事例から

以上のように、野生生物管理のための制度の整備と調整から、イヌイトの伝統的な生態学的知識の調査、野生生物管理に関する啓蒙にいたる広範な活動を展開しているヌナヴト野生生物管理委員会は、その活動の中でイヌイトの伝統的な生態学的知識をどのように活用しているのだろうか。

ヌナヴト野生生物管理委員会は、先にみたように、イヌイトの権益を守るとともに、イヌイトが調査活動を含む野生生物管理の全過程で適切な役割を果たすように調整することを目的としている。したがって、この委員会にとって、イヌイトの伝統的な生態学的知識を野生生物の管理に効果的に活用することが、もっとも重要な課題の一つであることに疑いはない。しかし、ヌナヴト野生生物管理委員会では、この問題について取り決められた原則やガイドラインは存在せず、伝統的な生態学的知識と近代科学の統合を行うことについても否定的である¹²⁾。この委員会では、イヌイトの伝統的な生態学的知識と近代科学は、まったく異なったパラダイムであり、この2つの科学を統合してしまえば、それぞれの独自性を損なうことになるという認識があるからである。また、先にみたように、イヌイトの伝統的な生態学的知識を安易に近代科学の枠組みに取り込んでしまえば、2つの科学の統合という名のもとに、ただ単にデータを提供するだけの従属的な地位にイヌイトの伝統的な生態学的知識をおとしめ、近代科学の一極支配を助長することにしかならない危険性があるからである。

むしろ、ヌナヴト野生生物管理委員会では、次のような方針がとられている。すなわち、イヌイトの伝統的な生態学的知識と近代科学のそれぞれに基づく意見を委員会の会議の場で提示して吟味し、それぞれの事例ごとに協議することによって、その時々々の事例にもっとも適した伝統的な生態学的知識と近代科学の活用を考えてゆく方針である。具体的には、ある特定の野生生物種に関するイヌイトの伝統的な生態学的知識の活用が必要になると、その調査が行われる。そして、その調査に基づく報告書が委員会に提示され、そこで審議される。

たとえば、1998年に現行のシロイルカの管理制度の再検討を開始することが決定された事例では、その再検討の審議に先立つ1997年に、東南バフィン・シロイルカ管理委員会によって、「南東バフィン・シロイルカに関するイヌイトの知識」(Inuit Knowledge of the Southeast Baffin Beluga)という調査が行われ、その調査の成果が1998年に最終報告書(NWMB 1998)にまとめられた。

この報告書には、シロイルカの個体数の増減、シロイルカの群れの種類と大きさ、それぞれの群れの移動経路、シロイルカの行動の特徴、シロイルカ猟の方法とその現状など、シロイルカに関するイヌイトのさまざまな知識がまとめられている。たとえば、シロイルカの群れには、その群れを先導しながら、進路を警戒するシロイルカがおり、その先導役のシロイルカを狩ってしまうと他のシロイルカが逃げ散ってしまう

ため、猟にあたっては、その先導役を狩らないように気を付けるという。そして、シロイルカが目撃例が減っていることをはじめ、シロイルカの群れの移動ルートが変わっていること、シロイルカの行動パターンに変化がみられることなど、現在、シロイルカの行動にみられるさまざまな変化が報告されている。また、こうしたシロイルカの行動の変化は、音に対して敏感なシロイルカが、スノーモービルやボートの船外機などのエンジン音、村落の雑音など、近年になって人間が新たに出すようになった音に反応した結果なのではないかという、イヌイトのハンターの推測が示されている。

さらに、この報告書では、イヌイトの古老やハンターが、現行のシロイルカの管理制度に対して、こうした知識に基づいて示した意見が紹介されている。たとえば、イヌイトの古老と熟練ハンターたちは、シロイルカに関する伝統的な生態学的知識を若者たちに伝達してゆくことが、エスニック・アイデンティティを維持してゆくために必須であることを強く認識していること、そして、そうした教育を可能にする制度を求めていることが示されている。また、多くのイヌイトのハンターが、漁業海洋省によって行われたシロイルカの実態調査に対して不満を抱いていることが報告されている。この調査では、漁業海洋省による情報の公開が不完全であったため、イヌイトのハンターがサンプルの採取に多数参加したにもかかわらず、その目的とその結果について、何も知らされていなかったからである。そして、こうした事実に基づいて、漁業海洋省はイヌイトに調査の目的と結果について適切な情報の公開を行うべきであると提案されている。さらに、こうしたイヌイトの要望や不満などに基づいて、現行のシロイルカの管理制度である割当制に代えて、各町村のハンターおよびトラッパー組合を主体とするコミュニティに基盤をおいた管理制度の導入が必要であることが示されている。

以上のようなイヌイトの意見が盛り込まれた調査報告書は、一般に公開されるとともに、ヌナヴト野生生物管理委員会に提出され、そこに示されたさまざまな問題が委員会の会議で審議された。そして、現行のシロイルカ管理制度である割当制についての再検討の必要性が認められるとともに、各町村のハンターおよびトラッパー組合と連邦政府の漁業海洋省が共同でシロイルカの実態調査を行うための共同監視計画についての検討がはじまったのである。このように、ヌナヴト野生生物管理委員会におけるイヌイトの伝統的な生態学的知識の活用は、原則として、イヌイトの伝統的な生態学的知識と近代科学の全般的な統合によってではなく、問題となる個別の事例ごとに、その問題と関わるイヌイトの伝統的な生態学的知識と近代科学の調査を同時に並行して行い、その結果を委員会の会議で協議することによって行われるのである。

5 2つの科学の協力に向けて： ヌナヴト野生生物管理委員会の挑戦の意味

これまでに概観してきたことから、ヌナヴト野生生物管理委員会が、イヌイトの伝統的な生態学的知識を野生生物管理に活かしてゆくために、次のような方針に基づいて、さまざまな努力をかたむけていることがわかるだろう。その方針とは、2つの科学を一つに統合するのではなく、それぞれの科学に基づいた意見を事例ごとに委員会で検討するというものである。そして、この方針に基づいて展開されているさまざまな努力が、イヌイトの伝統的な生態学的知識のデータ・ベース化を進めた「ホッキョククジラに関するイヌイトの知識の研究」プロジェクトに端的にあらわれているように、その効果的な活用に向けて着々と成果をあげつつあることに疑いはない。また、シロイルカの管理制度が見直された経緯にみられるように、イヌイトの伝統的な生態学的知識が野生生物の管理に実際に活用されるようになりつつあり、イヌイトの伝統的な生態学的知識の効果的な活用という、この委員会の重要な目標の一つは、着実に実現されつつあるとあってよいだろう。

5.1 協力策：ヌナヴト野生生物管理委員会の方針の可能性

こうしたヌナヴト野生生物管理委員会の試みは、イヌイトの伝統的な生態学的知識と近代科学という2つの科学をめぐる問題の解決策には、この2つの科学の統合による解決策とは別のもう一つの選択肢があることを示している¹³⁾。その選択肢とは、この委員会が伝統的な生態学的知識の活用にあたってとっている原則的な方針、すなわち、この2つの科学を一つに統合するのではなく、それぞれの科学に基づいた意見を事例ごとに委員会で検討するという方策である。そして、この方針に基づいた委員会の試みは、このもう一つの選択肢が、共同管理に伝統的な生態学的知識を効果的に活かす方法として適切であるのみならず、2つの科学の統合という選択肢にはない利点と可能性を宿していることを教えてくれる。この選択肢では、この2つの科学を統合しようとする試みの問題点が回避されているだけでなく、イヌイトの伝統的な生態学的知識を近代科学と同等な意志決定の根拠として活用する道が開かれているからである。

すでに第3節で検討したように、伝統的な生態学的知識と近代科学を安易に統合してしまえば、統合という美名のもとに、単に伝統的な生態学的知識を近代科学に従属させることになってしまったり、伝統的な生態学的知識を近代科学に吸収して最終的に伝統的な生態学的知識を消し去ってしまったりすることになりかねない。イヌイトの伝統的な生態学的知識を野生生物管理に活用することは、それに基づくイヌイトの意見の正当性を認めることであり、それを近代科学に理解可能なかたちに翻訳するこ

とは必要であるとしても、定量化したり、近代科学の術語に置き換えたりすることによって、イヌイトの伝統的な生態学的知識を近代科学に吸収することではない。この2つの科学を一つに統合しようとする場合には、イヌイトの伝統的な生態学的知識を近代科学に吸収してしまったり、結果的に近代科学の一極支配を強化してしまったりする危険を回避する方策を考えることが必要になるのである。

こうした問題は、ヌナヴト野生生物管理委員会の方針では、はじめから排除されている。この方針では、2つの科学を統合しないという原則によって、そうした統合によって引き起こされる危険が未然に防がれているからである。しかも、この方針では、それぞれの科学に基づくイヌイトの見解と政府の見解を事例ごとに討議するという原則があるため、伝統的な生態学的知識には、意志決定の根拠としての正当性が近代科学と同等に認められている。たとえば、先に検討した南東バフィンにおけるシロイルカ管理制度の見直しの事例では、委員会で認められたシロイルカの管理に関するイヌイトの主張は、近代科学によってではなく、イヌイトの伝統的な生態学的知識によって裏付けられている。つまり、イヌイトの伝統的な生態学的知識が意志決定の正当な根拠として認められており、近代科学の裏付けがなくても、イヌイトの伝統的な生態学的知識の裏付けだけで、イヌイトの主張の正当性が認められたのである。

こうしたヌナヴト野生生物管理委員会の方針は、2つの科学の独自性と正当性を認めたとうえで、その両者に基づいた意見を調整するための制度を整備することによって、2つの科学の協力を目指す方策であり、2つの科学の統合を目指す従来の方策を「統合」策と呼ぶならば、「協力」策と呼ぶことができるだろう¹⁴⁾。そして、共同管理への伝統的な生態学的知識の活用が目指している本来の目標を考えれば、この協力策は、2つの科学をめぐる問題を解決するための有効な策の一つであると考えることができる。第3節で検討したように、伝統的な生態学的知識を野生生物管理に活用するということは、それに基づくイヌイトの意見の正当性を認め、イヌイトとカナダの主流社会が意志決定の権利を対等に分有することを目指すということであり、この協力策の方針はまさにこの目標にかなうからである。また、この協力策が有効な方針であることは、この方針に従って行われたシロイルカ管理の検討が、イヌイトの町村と連邦政府の機関が共同でシロイルカの実態調査を行う共同監視計画という、共同管理にふさわしい実りを実際にもたらしたことから明らかだろう。

しかも、こうしたヌナヴト野生生物管理委員会の方針は、2つの科学をめぐる問題の解決策にとどまらない大きな可能性を秘めている。従来の統合策と比較した場合、この協力策の方針は、意志決定の過程での権力の集中を回避するとともに、意志決定が間違っていた場合でも、その間違いに対処することができるような打たれ強い意志決定のシステムを生み出す可能性があるからである。

従来の統合策は、2つの科学を一つに統合することによって、単一の基準に基づい

た一元的な野生生物管理を進めようとする方策であると考えることができる。この方策は、たしかに、意志決定の根拠が一つの基準に収斂しているため、意志決定の過程で論争が生じることがなく、その意味で意志決定を容易にするかもしれない。しかし、その根拠が一元化しているため、たとえ、その根拠を示す者が科学者とイヌイトのハンターから構成された集団であるとしても、その根拠を提出する者に権力が集中しやすく、意志決定の根拠を独占する新たな専門家集団を生み出してしまうかもしれない。しかも、その意志決定の根拠が間違っていた場合、その根拠を示す科学がたった一つしかないため、代替案が出せないという事態が生じる可能性がある。

一方、協力策は、それぞれの事例ごとに、並行する2つの科学に基づく2つの意見を提示し、その2つの意見を吟味することによって、それぞれの事例にふさわしい選択肢を選んでゆこうとするという意味で、2つの基準に基づいた多面的な管理を目指す方策であるといえる。この場合、意志決定の根拠が2つの基準に分散しているため、意志決定の過程で論争が生じやすく、その意味で意志決定を困難にするかもしれない。しかし、意志決定の根拠が2つの科学に分散しており、意志決定の根拠が独占されることがないため、意志決定の権利の分有を目指す共同管理の目標にかなっている。しかも、協力策は、一方が間違っている場合、他方が代替案を出すことができるので、失敗に対して打たれ強い意志決定のシステムとなる可能性があるといえるだろう。

5.2 2つの科学の協力に向けて：

伝統的な生態学的知識の全体論的な理解へ

このように、ヌナヴト野生生物管理委員会の協力策の方針には、2つの科学をめぐる問題を解決する可能性だけでなく、権力の集中に歯止めをかけるとともに、打たれ強い意志決定のシステムを生み出す可能性も潜んでおり、その意味で、共同管理にイヌイトの伝統的な生態学的知識を活用するための有効な方策として、大きな可能性が秘められていると考えてよいだろう。

しかし、この協力策の方針を今後さらに推進してゆくために必要な課題が一つある。それは、近代科学の枠組みに沿ったかたちではなく、イヌイトの伝統的な生態学的知識の枠組みに沿ったかたちで、その全貌を明らかにしておくことである。第3節で触れたように、この2つの科学の協力を促進するためには、両者の間の対等な対話と交渉を可能にするような翻訳、つまり、統合によって相手を吸収するような翻訳ではなく、それぞれの独自性と正当性を認めたいうでの翻訳が必要であり、そのためには、伝統的な生態学的知識の独自性を損なわないかたちで、その全貌を明らかにしておく必要があるからである。そして、そのためには、これまでにヌナヴト野生生物管理委員会で行われてきたイヌイトの伝統的な生態学的知識の調査と研究を拡大するとともに、その調査と研究のあり方を伝統的な生態学的知識の枠組みに沿うように見直す必

要があるだろう。

これまでの調査では、シロイルカやホッキョククジラなど、近代科学の基準に従った野生生物の分類に従って調査対象が限定されてしまっているために、イヌイトの伝統的な生態学的知識の特性である全体論的な視点が犠牲にされてしまっている。すでにナダスディ (Nadasdy 1999) が指摘しているように、シロイルカやホッキョククジラなどの生物種ごとに野生生物を分類し、そのそれぞれの種ごとに管理を行ったり、調査を行ったりする野生生物管理のあり方は、近代生物学の民俗分類に基づいており、イヌイトの世界観に基づいた伝統的な生態学的知識とは折り合わない。すでに多くの人類学者によって指摘されているように (e. g., Brody 1976; Fienup-Riordan 1990; Nadasdy 1999; Osherenko 1992; 大村 1999; 2001; 2002b; スチュアート 1995), イヌイトの伝統的な生態学的知識は、人間と自然を分割せず一体的な全体としてとらえる世界観に基づいており、世界の全体を相互関係の網の目としてとらえる全体論的な視点に基づいているからである。

イヌイトの伝統的な生態学的知識では、ホッキョククジラやシロイルカの群れをはじめ、あらゆる野生生物は、人間の社会と同じような社会生活を送っているとされる。そして、これら生物種ごとの社会の間には、排他的な敵対関係や相互に助け合う互酬の関係などの関係が結ばれているとされる。たとえば、先に検討した報告書にあるように、ホッキョククジラの社会には、群れを指導する経験を積んだ古老がいるとされる。そして、このホッキョククジラの社会は、シャチの社会を好ましく思っておらず、シャチの社会が進出した地域からホッキョククジラの社会は撤退すると考えられている。逆に、人間の社会とアザラシの社会の場合には、両社会の間に互酬的な関係が結ばれているとされる。すなわち、アザラシの社会が人間の社会に肉や毛皮を提供して人間社会の繁栄を助ける一方で、人間はそのアザラシに対して、さまざまなタブーを守ることによって深い敬意を払い、客人としてもてなして海に送ることによって、アザラシの社会の再生産に助力を与えていると説明される (Fienup-Riordan 1990: 167-191)。つまり、世界は、さまざまな種類の生物種が同種ごとに形成するさまざまな社会を基礎的な社会的単位に、さまざまな社会内関係や社会間関係が結ばれている巨大な社会空間としてとらえられており、そこで生じるさまざまな現象は、その巨大な社会空間で展開されるさまざまな社会関係として理解されているのである。

このように生態系全体を巨大な社会空間としてとらえるイヌイトの伝統的な生態学的知識を近代科学の民俗分類に従って細切れにしてしまえば、そのもっとも重要な側面が見落とされてしまうことになるだろう。それは、近代科学では「人間」と「自然」というかたちで分離されてしまう世界を一つの巨大な社会空間としてとらえ、その社会空間全体の中での社会関係の動態として、さまざまな野生生物の間関係はもとより、人間と野生生物との関係を理解する全体論的な視点である。この全体論的な枠組

みの中に位置づけてこそ、ホッキョククジラやシロイルカなど、それぞれの野生生物の社会に関するイヌイトの伝統的な生態学的知識を十全に理解することができるのである。そして、2つの科学の統合ではなく、協力を目指すのならば、それぞれの科学の独自性と正当性を認めるという意味で、近代科学の民俗分類に基づいた野生生物種ごとにではなく、この全体論的な視点に基づいて、伝統的な生態学的知識を明らかにしなければならないだろう。こうした伝統的な生態学的知識の全体論的な研究を通してはじめて、野生生物管理にあたって、2つの科学がそれぞれ自律した選択肢を提示しあいながら、協力しあう基盤が築かれるだろう¹⁵⁾。

6 おわりに：対話と交渉の先に開ける世界

本稿では、カナダの極北圏における共同管理制度の一つであるヌナヴト野生生物管理制度について概観し、その制度におけるイヌイトの伝統的な生態学的知識の活用のあり方について検討してきた。そして、ヌナヴト野生生物管理委員会がこの活用に際してとっている協力策の方針に、大きな可能性があることを示してきた。2つの科学を一つに統合するのではなく、そのそれぞれに意志決定の根拠としての正当性を認め、そのそれぞれに基づいた見解を委員会で協議してその是非を決めてゆくという、この委員会の協力策の方針には、2つの科学をめぐる問題を解決する可能性だけでなく、権力の集中に歯止めをかけるとともに、打たれ強い意志決定のシステムを生み出す可能性も潜んでいるからである。さらに、この協力策をさらに推進してゆくためには、これまでに行われてきたイヌイトの伝統的な生態学的知識の調査を拡大し、近代科学の民俗分類に基づいた野生生物種ごとのそれではなく、生態系全体を巨大な社会空間としてとらえる全体論的なその全貌を明らかにする必要があることを示した。

しかし、もちろん、このように2つの科学の独自性と正当性を認めただけで、その両者の間の対話と交渉を目指す協力策をとったからといって、この2つの科学をめぐる問題が解消するわけではない。むしろ、先に触れたように、2つの科学の独自性と正当性を認めているため、両者の見解にすれ違いや対立が生じれば、2つの意志決定の根拠が正面から対立してしまい、委員会は熾烈な論争と紛争の場と化すだろう。こうした意味で、この2つの科学の協力は、意志決定の根拠を一つに統合する2つの科学の統合とは異なって、意志決定の過程を容易にすることを意味しない。逆に、むしろ、この協力策によって、その過程ははるかに困難なものとなるだろう。しかし、こうした困難は決して不毛なものではない。たとえ2つの科学が相争い、一方が他方の前に屈するような場合があるとしても、この協力策では、採用されなかった側の科学の提案は、採用された側の科学が失敗した場合の代替案として生き続け、いざというときに、その役割を果たすかもしれない。また、2つの科学は、論争を繰り返す中で、

ともにそれぞれの欠点とそれぞれの長所を学びつつ、絶え間なく相互に修正しあいながら変化してゆくことになるだろう。

おそらく、ヌナウト野生生物管理委員会の挑戦の行く手には、数々の困難が待ち受けていることだろう。しかし、いかに熾烈な論争や紛争になろうとも、この委員会が2つの科学の対話と交渉の場をねばり強く提供しつづけるかぎり、その2つの科学には、それぞれに自律しつつも相互に刺激を与えあいながら成長してゆく未来が約束されるのではないだろうか。困難でありつつも、未来への扉を決して閉じるのではない試みとして、ヌナウト野生生物管理委員会の挑戦には、未来への希望の光が宿っているのである。

注

- 1) 本稿では近代科学を、ラトゥール (1999) が「科学」と「技術」を含むかたちで幅広く定義した「テクノサイエンス」と同じ広義の意味で、表1にある科学的な生態学的知識 (Scientific Ecological Knowledge: SEK) は、このテクノサイエンスとしての近代科学が生態環境に関して産出する知識のことを指す意味で用いている。ラトゥールは、『科学が作られているとき』(1999) で、他者の主張よりも自己の主張をより信頼できるものにするため、その信頼性について交渉の余地がない「より固い」事実を生み出しながら、自己の主張を支持してくれる同盟者のネットワークを世界にはりめぐらせ、そのネットワークの外側にいる他者を通常の道から逸脱させた上で、忠誠心をもって事業に参加させることによって、そのネットワークを拡大してゆく営みとして「科学と技術」をとらえなおし、その営みの全体をテクノサイエンスと呼んでいる。本稿では、このテクノサイエンスではなく、「近代科学」という語を用いているが、それは科学もしくは近代科学という語を一貫して用いてきた従来の伝統的な生態学的知識の諸研究の慣例に従ったためである。なお、ネットワークとしてテクノサイエンスをみるというラトゥールの視座は、知識という結果ではなく、その産出過程に焦点を合わせる姿勢であるといえるが、本稿もその基本的な姿勢を共有するものである。
- 2) 本稿では、伝統的な生態学的知識を単なる知識としてではなく、知識と信念と実践の統合的体系として定義しているため、この伝統的な生態学的知識という語を使う場合、同様に知識と信念と実践の統合的体系として定義することが可能な近代科学 (注(1) を参照) とは異なるが対等な知的営為全体を指して用い、その統合的体系が産出する知識だけを指す意味では用いていない。こうした伝統的な生態学的知識の定義については、別稿 (大村 2002b) で詳しく検討したので参照願いたい。なお、伝統的な生態学的知識は、近代生物学の一分野である「生態学」よりもはるかに広い概念であると同時に、現在でも運用されている知的営為であることをことわっておく。こうした理由から、近代生物学の一分野という狭い概念を連想させる「生態学」や、過去の遺物というイメージを伴う「伝統」という語を含む術語はあまりふさわしくないため、より適切な術語を考案する試みも行なわれている (Bains and Williams 1993; Berkes 1993; Stevenson 1996)。たとえば、「環境に関する伝統的な知識」や「大地に関する伝統的知識」、「先住民の生態学的知識」、「先住民知識」などが考案されている。しかし、これらのいくつかの代替案がそれぞれの研究者ごとに並行して使われているとともに、依然として「伝統的な生態学的知識」が広く使われているため、本稿では、この語を便

宜的に用いている。また、ここ数年ほどの間に、イヌイトの伝統的な生態学的知識については、「イヌイトの知識」(*Inuit Qaujimagatuqangit*: 字義通りには「イヌイトが長年にわたって知ってきたこと」)という語が使われるようになってきたが、この語の是非をはじめ、その定義をめぐって現在激しい論争が続いており (e. g., CLEY 1999)、いまだ定着した語ではないので、本稿ではこの語を用いなかった。このように、イヌイトの知識と信念と実践の統合的体系をどのように呼ばよいかについては混乱が続いており、この概念の整理を行う必要がある。以上に見てきたように、「伝統」、「生態学的」、「知識」(知識と信念と実践の統合的体系であるにもかかわらず、知識ばかりが強調されてしまう)という語のいずれにも問題があるため、あるいは、テクノサイエンスとしての近代科学と対等な知的営為であることを強調するために、「野生の科学」や「具体の科学」、あるいはより限定的に「イヌイトの科学」という語を立てたほうがよいのではないかと考えている。この概念の整理については、今後の課題として別稿を設けて検討したい。

- 3) 本稿は、平成12年度および13年度科学研究費補助金(基盤A(2))「先住民による海洋資源の利用と管理: 漁業権と管理をめぐる人類学的研究」(研究代表者: 岸上伸啓, 課題番号: 11691053)の助成を受けて、2000年10月29日~11月13日にかけてカナダのオタワとヌナヴト準州のイカルイトで行った調査と2001年12月1日~23日にかけてカナダのエドモントンとヌナヴト準州のベリー・ベイ村で行った調査に基づいている。助成をいただいた日本国文部科学省と研究代表者の岸上伸啓先生(国立民族学博物館)に感謝の意を示したい。
- 4) 共同管理の実現と急速な普及の背景としては、ここにあげたイヌイトの先住民運動と極北人類学の成果に加えて、近代科学に従って展開されてきた環境開発が深刻な環境汚染を誘発するなど、欧米近代主導の知のシステムが綻びをみせる中、欧米ドミナント社会自身が近代科学に対して抱きはじめた不信感もあげることができる。また、スチュアート(2002)が「イヌイト」という民族呼称の普及の背景として指摘しているような、マイノリティの尊厳と権利を認知しようという風潮が1970年代のカナダ社会に広がっていたことも、共同管理制度の実現の追い風になったと考えられる。
- 5) イヌイトの先住民運動は、1960年代の定住化以来ますます強くなってゆく欧米ドミナント社会への従属性を意識するようになったイヌイトが、1960年代のアメリカ合衆国の黒人解放運動や凡インディアン運動、アジア、アフリカの植民地解放運動などに刺戟を受けて、先住権の回復を通してイヌイト社会の現状を改善するために1970年代以来進めてきた運動である(スチュアート1997a; 1998)。この先住民運動の核となり、イヌイト社会の従属的な現状を改善するために回復すべきであると主張されている先住権とは、「大地」に対する固有の権利としての土地権を中心に、自治権、言語権、生業権、教育権など、本来はイヌイトに固有の生得的な権利であったにもかかわらず、ドミナント社会によって奪われてしまったとイヌイトが主張する諸権利のことである(スチュアート1997a; 1998)。そして、そうした先住権を回復することを通してイヌイトが実現しようとしているのは、「未開」で「野蛮」な「原住民族」として「大地」に対していかなる権利も認められず、欧米のドミナント社会によって同化あるいは温情的な保護の対象とされてきた「エスキモー」から脱皮し、「国家と対等な立場を前提に(中略)独自の権限や主権を有する」(スチュアート1998:116)「イヌイト」という「先住民族」へ変貌を遂げることである。
- 6) ただし、これらの共同管理制度においては、これら制度の意志決定の場である委員会は政策決定権をもたず、政府への勧告権しかもたない(Treseder and Honda-McNeil 1999)。
- 7) この「ヌナヴト協定」では、先住民権の完全な回復や完全な民族自治を実現するまでにはならず、むしろ、協定の結果として先住民権を放棄し、カナダの主権を認めることには

なったものの、そうした先住民権の放棄の代償として、金銭的な補償を得る他に、あくまでもカナダの主権のもとではあるが、一般の市町村と同等な自治権、一定の面積の土地や教育、生業などに関する特別の権利を回復することに成功するなど、一定の成果をあげた（岸上 1990; 1996; 1998; スチュアート 1997a; 1997b）。特に、この「ヌナヴト協定」の結果として、旧北西準州のイヌイトのテリトリーが北西準州より分離して 1999 年 4 月に誕生したヌナヴト準州においては、同準州の人口の 80% 以上がイヌイトから成っているため、事実上のイヌイトの自治政府が誕生することになった。この「ヌナヴト協定」によって、先住権を放棄してカナダの主権を容認するという妥協をしながらも、現在のヌナヴト準州のイヌイトは、そのカナダの主権のもとで、あくまで部分的にしかすぎないとはいえ、先住権の一部をかちとってきたのである。

- 8) ヌナヴト協定が実施されるにあたって、イヌイト側の権益を代表するためにつくられた組織。
- 9) ヌナヴト準州の三つの行政地域であるキティックミウト (Kitikmeot) 地域、ケケックタニ (Qikiqtani) 地域、キヴァッレック (Kivalliq) 地域にそれぞれつくられたイヌイトを代表する組織の一つ。
- 10) ヌナヴト野生生物管理委員会の組織の概略については、同委員会の議長である Ben Kovic 氏、野生生物管理官である Michelle Wheatley 氏、ヌナヴト・トゥングアヴィク会社の Glenn Williams 氏から教示を賜った。心からの感謝の意を示したい。また、図 1 はヌナヴト野生生物管理委員会で配布しているパンフレットに従って作成した。
- 11) この概要は、ヌナヴト野生生物管理委員会の年次報告 (NWMB 1999) の記述を整理したものである。
- 12) ヌナヴト野生生物管理委員会でのイヌイトの伝統的な生態学的知識の活用の原則については、同委員会の議長である Ben Kovic 氏、野生生物管理官である Michelle Wheatley 氏から教示を賜った。心からの感謝の意を示したい。
- 13) もちろん、2つの科学の統合は不可能なことではない。おそらく、そのためには、戦略のイデオロギーでも戦術のイデオロギーでもなく、しかも、その2つのイデオロギーを包摂するような何らかの新たなイデオロギーを生み出し、その新たなイデオロギーに基礎づけられた新たな科学を創設することが必要とされるだろう。それが可能であれば、この2つの科学の一方に他方を吸収してしまうことなしに、この2つの科学を発展的に解消させながら一つの新たな科学に統合することができるだろう。こうした新たな科学の姿は、たしかに構想するだけの価値がある。ただし、もちろん、この新たな科学では、イヌイトのハンターと科学者と管理官がともに担い手となり、これまでの近代科学のように、科学者や管理官が、意志決定の根拠を独占するようなものであってはならないだろう。
- 14) 本稿で「協力」策ということばを使ったのは、ヌナヴト野生生物管理委員会をはじめ、ヌナヴト準州のさまざまな政府機関や先住民団体では、こうした2つの科学の共存と協力を指して、「イヌイトの知識」(注(2)参照)と近代科学の「協力」(collaboration)と呼ぶことが多いためである。
- 15) おそらく、イヌイトの伝統的な生態学的知識は、「自然」から切り離された人間による野生生物の「管理」とは別の選択肢を提示することになるだろう。それは、人間を含めた様々な生物種が相互関係を結ぶ複雑なネットワーク全体のバランスを維持してゆくという考え方であり、これを野生生物との「共生」の選択肢と呼ぶことができるかもしれない。

文 献

Baines, G. and, N.M. Williams

- 1993 Partnerships in Tradition and Science. In N. Williams and G. Baines (eds.) *Traditional Ecological Knowledge: Wisdom for Sustainable Development*, pp.153-161. Canberra: Center for Resource and Environmental Studies, Australian National University.

Berkes, F.

- 1993 Traditional Ecological Knowledge in Perspective. In Julian T. Inglis (ed.) *Traditional Ecological Knowledge: Concepts and Cases*, pp. 1-10. Ottawa: International Program on Traditional Ecological Knowledge, International Development Research Center, Canadian Museum of Nature.
- 1999 *Sacred Ecology: Traditional Ecological Knowledge and Resource Management*. Philadelphia: Taylor and Francis.

Bielawski, E.

- 1996 Inuit Indigenous Knowledge and Science in the Arctic. In Laura Nader (ed.) *Naked Science: Anthropological Inquiry into Boundaries, Powers, and Knowledge*, pp. 216-227. New York and London: Routledge.

Brody, H.

- 1976 Land Occupancy: Inuit Perceptions. In M. M. R. Freeman (ed.) *Report: Inuit Land Use and Occupancy Project* vol. 1, pp. 185-242. Ottawa: Department of Indian and Northern Affairs.

セルトー, M.

- 1987 『日常の実践のポイエティック』 山田登世子訳, 東京: 国文社。

CLEY (Department of Culture, Language, Elders and Youth)

- 1999 *Report from the September Inuit Qaujimaqatungit Workshop*. Iqaluit: Government of Nunavut.

Collings, P.

- 1997 Subsistence Hunting and Wildlife Management in the Central Canadian Arctic. *Arctic Anthropology* 34(1): 41-56.

De Cotret, R. R.

- 1991 Letter to the Editor. *Arctic Circle* 1(4): 8.

Fergusson, M. and Messier, F.

- 1997 Collection and Analysis of Traditional Ecological Knowledge about a Population of Arctic Tundra Caribou. *Arctic* 50(1): 17-28.

Fergusson, M., Williamson, R. and Messier, F.

- 1998 Inuit Knowledge of Long-term Changes in a Population of Arctic Tundra Caribou. *Arctic* 51(3): 201-219.

Fienup-Riordan, A.

- 1990 *Eskimo Essays: Yup'ik Lives and How We See Them*. New Brunswick: Rutgers University Press.

Freeman, M. M. R. (ed.)

- 1976 *Report: Inuit Land Use and Occupancy Project* (3 vols.). Ottawa: Department of Indian and Northern Affairs.

Freeman, M. M. R.

- 1985 Appeal to Tradition: Different Perspectives on Arctic Wildlife Management. In J. Brosted, J. Dahl, A. Gray, H. C. Gullov, G. Henriksen, J. B. Jorgensen and I. Kleivan (eds.) *Native Power: The Quest for Autonomy and Nationhood of Indigenous Peoples*, pp. 265-281. Bergen, Oslo, Stavanger,

- Tromso: Universitetsforlaget as.
- 1993 Traditional Land Users as a Legitimate Source of Environmental Expertise. In Nancy Williams and Graham Baines (eds.) *Traditional Ecological Knowledge: Wisdom for Sustainable Development*, pp. 153-161. Canberra: Center for Resource and Environmental Studies, Australian National University.
- Freeman, M.M.R. and L.N. Carbyn (eds.)
- 1988 *Traditional Knowledge and Renewable Resource Management in Northern Regions*. Edmonton: Boreal Institute for Northern Studies, The University of Alberta.
- Gunn, A., G. Arlooktoo and D. Kaomayok
- 1988 The Contribution of the Ecological Knowledge of Inuit to Wildlife Management in the Northwest Territories. In M. M. R. Freeman and Ludwig N. Carbyn (eds.) *Traditional Knowledge and Renewable Resource Management in Northern Regions*, pp. 22-30. Edmonton: Boreal Institute for Northern Studies.
- Hunn, E.
- 1993 What is Traditional Ecological Knowledge. In Nancy Williams and Graham Baines (eds.) *Traditional ecological Knowledge: Wisdom for Sustainable Development*, pp. 13-15. Canberra: Center for Resource and Environmental Studies, Australian National University.
- 岸上 伸啓
- 1990 「イヌイット (カナダ) —その歴史的展開と現状」綾部恒雄編『文化人類学7』pp. 14-26, 東京: アカデミア出版会。
- 1996 「カナダ極北地域における社会変化の特質について」スチュアート ヘンリ編『採集狩猟民の現在』pp. 13-52, 東京: 言叢社。
- 1998 『極北の民—カナダ・イヌイット』東京: 弘文堂。
- Krupnik, I. and D. Jolly (eds.)
- 2002 *The Earth Is Faster Now: Indigenous Observation of Arctic Environmental Change*. Fairbanks: ARCUS (Arctic Research Consortium of United States).
- ラトゥール, B.
- 1999 『科学が作られているとき』川崎勝・高田紀代志訳, 東京: 産業図書。
- レヴィ=ストロース, C.
- 1976 『野生の思考』大橋保夫訳, 東京: みすず書房。
- Lewis, H.
- 1993 Traditional Ecological Knowledge: Some Definitions. In Nancy Williams and Graham Baines (eds.) *Traditional Ecological Knowledge: Wisdom for Sustainable Development*, pp. 8-12. Canberra: Center for Resource and Environmental Studies, Australian National University.
- Morrow, P. and C. Hensel
- 1992 Hidden Dissension: Minority-Majority Relationships and the Use of Contested Terminology. *Arctic Anthropology* 29(1): 38-53.
- Nadasdy, P.
- 1999 The Politics of TEK: Power and the “Integration” of knowledge. *Arctic Anthropology* 36(1-2): 1-18.
- Nakashima, D.
- 1991 *The Ecological Knowledge of Belcher Island Inuit: A Traditional Basis for Contemporary Wildlife Co-Management*. Ph. D. Dissertation, Montreal: Department of Geography, McGill University.

NWMB (Nunavut Wildlife Management Board)

- 1998 *A Study of Inuit Knowledge of the Southeast Baffin Beluga*. Iqaluit: Nunavut Wildlife Management Board.
- 1999 *The Flight of the Century: Nunavut Wildlife Management Board Annual Report 1998/99*. Iqaluit: Nunavut Wildlife Management Board.
- 2000 *Final Report of the Inuit Bowhead Knowledge Study*. Iqaluit: Nunavut Wildlife Management Board.

大村 敬一

- 1999 「カナダ・イヌイトの環境認識からみた<資源>と<開発>—<大地>概念の変化をめぐって」『北方の開発と環境—第13回北方民族文化シンポジウム報告書』pp. 13-28, 網走: 北海道立北方民族博物館。
- 2001 「イヌイトのナビゲーションにみる日常実践のダイナミズム—交差点としての民族誌」博士学位論文(早稲田大学大学院文学研究科)。
- 2002a 「カナダ極北地域における知識をめぐる抗争—共同管理におけるイデオロギーの相克」秋道智邇・岸上伸啓編『紛争の海』pp. 149-167, 京都: 人文書院。
- 2002b 「<伝統的な生態学的知識>という名の神話を超えて: 交差点としての民族誌の提言」『国立民族学博物館研究報告』26(4): 25-120。
- 2003 「近代科学に抗する科学—イヌイトの伝統的な生態学的知識にみる差異の構築と再生産」『社会人類学年報』29: 11-42。

Osherenko, G.

- 1992 Human/Nature Relations in the Arctic: Changing Perspective. *Polar Record* 28(167): 277-284.

Stevenson, M.

- 1996 Indigenous Knowledge in Environmental Assessment. *Arctic* 49(3): 278-291.

スチュアート ヘンリ

- 1995 「現代のネットリック・イヌイト社会における生業活動—生存から文化的サバイバルへ」『ツンドラ地域の人と文化—第9回北方民族文化シンポジウム報告書』pp. 37-67, 網走: 北海道立北方民族博物館。
- 1997a 「先住民運動—その歴史, 展開, 現状と展望」『紛争と運動』(岩波講座文化人類学第6巻) pp. 229-256, 東京: 岩波書店。
- 1997b 「ヌナヴト協定」西川長夫・渡辺公三編『多文化主義・他言語主義の現在—カナダ・オーストラリア・そして日本』pp. 276-284, 京都: 人文書院。
- 1998 「共同体としての先住民」中牧弘充編『共同体の20世紀』pp. 106-123, 東京: ドメス出版。
- 2002 Ethnonyms and Images: Genesis of the 'Inuit' and Image Manipulation. In H. Stewart, A. Barnard and K. Omura (eds.) *Self and Other Images of Hunter-Gatherers* (Senri Ethnological Studies No. 60), pp. 85-100. Osaka: National Museum of Ethnology.

Treseder, L. and J. Honda-McNeil

- 1999 The Evolution and Status of Wildlife Co-management in Canada. In Canadian Circumpolar Institute Press (ed.) *Northern Eden: Community-based Wildlife Management in Canada*, pp. 5-20. London: International Institute for Environment and Development.

Wenzel, G.

- 1999 Traditional Ecological Knowledge and Inuit: Reflections on TEK Research and Ethics. *Arctic* 52(2): 113-124.